

平成 21 年 11 月 13 日

島根大学職員組合
中央執行委員長 殿

島根大学長
山本 廣 基



要求書について(回答)

2009 年 10 月 29 日付け要求書について、次のとおり回答します。

I 職員給与規程を改正する必要性及び相当性について

国立大学法人職員の給与の水準については、各法人が独自に定めるものであるものの、営利企業と異なり、人件費のほとんどを国からの運営費交付金に拠っている国立大学法人にあっては、民間における賃金動向や国家公務員の給与水準等を考慮しながら常に社会一般の情勢に適合した適正な水準となるよう調整を図っていく必要があります。

しかし、大学自体は独自に給与改定を行うための民間との比較のための調査や分析を実施する組織・機能を有していません。また、仮にこのような機能を有する組織を単独で設置して独自の調査を行えば、かえって多大のコストが生じることは明らかなです。

一方、人事院の実施する官民の給与の比較や民間賃金指標の動向、物価・生計費の調査・比較・分析は、専門組織により大規模かつ詳細に実施され、その調査結果及びこれに基づく勧告内容は、客観性、合理性の高いものであることが社会的に認められています。

また、他の国立大学法人のほとんどが人事院勧告に準拠した給与改定を実施しています。

以上のような状況を踏まえ、本学においても法人化に際し、職員の給与を決定するに当たって、法人独自の新たな給与制度を構築するまでの間は、それまで適用されてきた国家公務員の給与制度に準拠する方針を取ってきました。平成 16 年以降、その方針に従って人事院勧告を受けて改定された国家公務員の給与に準じた給与改定を行ってきたところです。

また、他の国立大学法人のほとんどが人事院勧告に準拠した給与改定を行う方針であることから、本学の社会的説明責任を果たすためにも、客観性、合理性の高い人事院勧告を受けて改定される国家公務員の給与に準じた給与改定を行うこととしたい。

II 職員給与規程の改正内容について

今回、主として次に掲げる事項について給与規程の改正を行う予定ですが、いずれも人事院勧告に準拠した内容です。

- (1) 自宅に係る住居手当(月額2,500円)を廃止する
- (2) 12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.15月分引下げる
(年間0.35月分引下げ、6月期に0.2月分引下げ済み)
- (3) 初任給を中心とした若年層を除き、全俸給表を改正する
一般職(一)は平均0.2%の引下げ、管理職層7級以上は平均0.3%の引下げる
その他の俸給表は、一般職(一)との均衡を基本に引下げる
- (4) 平成18年4月1日の俸給の切替えに伴う経過措置(現給保障)の算定基礎となる額について、調整率(100分の99.76)を乗じて得た額に改正する
なお、上記(3)及び(4)については、俸給月額を遡って引下げるものではありません。
また、他の国立大学法人のほとんどが、本学と同様に人事院勧告に準拠した給与改定を行う方針です。

III 給与規程改正に伴う対応案

いわゆる代償措置についても検討しましたが、本学としては当面次のとおり対応することとしたい。

- (1) 本年6月期の賞与に係る給与規程改正に伴う人件費差額相当分の取扱いと同様、今回の給与規程改正に伴う人件費相当分については、学内の予算編成方針に則った上、
 - ① 教員分は、セグメント毎に各部局の長等の判断により、教育・研究のための経費として執行する
 - ② 職員分は、主として職員のSD(能力開発)研修のために活用する経費として充当することとしたい。
- (2) 優秀・有能な事務系職員を将来の幹部に育成するとともに、本学職員の昇格改善を図る方策の一環として、優秀な若手職員について早期に係長及び課長補佐へ登用し、また優秀な課長補佐及び課長について早期に課長及び部長へ登用する制度を実施したい。